



■図 2-3 目標・目標を定量化する指標・整備方針との関係

(留意事項)

①都市再生基本方針との適合等 **客観的評価基準 I. ①. 1)に対応**

都市再生整備計画におけるまちづくりの目標は、都市再生基本方針との適合が求められます。平成 16 年 4 月 16 日に閣議決定された都市再生基本方針の「都市再生整備計画の作成に関する基本的事項」においては、「少子高齢化等の地域社会の変化の動向、歴史・風土、景観、環境、産業構造、交通上及び市街地の安全上の課題などの地域特性に応じ、地域の有形・無形の資源を活用した創意工夫を最大限発揮することを目指すもの」とされていることから、これらの観点も反映される必要があります。

あわせて、都市再生基本方針においては「得られる成果の重視、ソフトの充実等による戦略的・効果的実施」と「民間のまちづくりに関する活動との連携・協働」の視点を明らかにしつつ、「現実的な計画期間内において迅速に実施すべき具体的事業・施策を内容とするもの」とされているので、このような趣旨を満たした都市再生整備計画とする必要があります。

②地域の課題とまちづくりの目標の適合 **客観的評価基準 I. ②. 1)に対応**

まちづくりの目標の設定の際に、住民、民間企業者の意向把握や関係者との調整を経て、地域の課題を踏まえたものになっているか、課題に対するまちづくりの目標が適切に設定されているかについても確認する必要があります。

③まちづくりの目標変更について

まちづくりの目標は、都市再生整備計画の根幹となるものであるため、まちづくりの目標や指標や数値目標の変更には慎重な取り扱いが必要です。

また、交付期間中に事業の追加・削除を伴う計画の変更を行う場合も、まちづくりの目標の達成に資するものであるか、十分に検討することが重要です。

なお、まちづくり目標の表現の適正化、数値の精査は差し支えありません。

(3) まちづくりの経緯及び現況

市町村全体の都市構造や状況を視野に入れ、一体的かつ重点的なまちづくりが必要とされる区域の現況や特徴、歴史的な経緯、既に行っているまちづくりの取り組み等を簡潔に記載してください。これらは、それぞれの地区の課題を設定する上で重要となります。

また、当計画と上位計画等との適合、当計画に関する住民・民間事業者等との連携や住民との合意形成の状況等について、記載してください。

(留意事項)

①国の施策や国家的プロジェクトとの関連性 **客観的評価基準 I. ①. 2)、I. ②. 2)に対応**

下記のような、国の施策や国家的なプロジェクトとの関連性があれば、国の計画、国家的なプロジェクトの名称や関連性の観点から特記すべき事項を略記してください。

- ・都市再生緊急整備地域との重複
- ・都市再生プロジェクトを含む
- ・構造改革特別区域と重複
- ・地域再生計画に基づく規制緩和措置の実施
- ・被災市街地復興特別法による被災市街地復興推進地域と重複する地区
- ・その他（具体的に記述）

②まちづくりに向けた機運 **客観的評価基準 III. ⑤. 1)に対応**

町内会や地元商店街等による要望や、まちづくり活動実績等がある場合、その団体等の名称、時期及びその内容等を記載してください。

③計画作成における住民意向の把握、住民・民間事業者等と協力

客観的評価基準 III. ⑤. 2)、III. ⑥. 3)に対応

都市再生整備計画の作成にあたり住民等の意向把握や、計画作成段階での住民・民間事業者等の参加など住民等との合意形成に関する取組みがある場合、その内容（方法、実施回数、規模（アンケートの回答者数、ワークショップのべ参加者数等）、参加・協力している団体の名称）を略記してください。また、庁内の横断的組織や有識者による委員会などを設置している場合には、その内容も略記してください。

なお、マスコミや市町村議会等で事業推進上の問題点が指摘されるなど、特別の事情がある場合には、その内容を記載してください。

(4) まちづくりの課題

(3)の「まちづくりの経緯及び現況」を踏まえ、将来的に解決すべき根本的なまちづくりの課題を記載してください。

(5) 将来ビジョン（中長期）

(4)の「課題」や市町村における計画区域の果たすべき役割等を踏まえ、都市再生整備計画の計画区域における中長期（概ね5ヶ年先）的に目指す将来像（ビジョン）を設定します。

また、地方自治法に基づく総合計画、都市計画法に基づく都市計画に関する基本的な方針等、既存の計画等（上位計画）において、計画区域の将来像が明確に記載されている場合には、その内容を簡潔に記載してください。

（留意事項）

○上位計画との整合等 **客観的評価基準 I. ①. 2)、I. ②. 2)に対応**

市町村の総合計画、都道府県の長期計画など、上位計画・関連計画との整合性が確保されていることが必要です。記載にあたっては、整合性が確保されている上位計画等の名称（市町村の基本構想など）及び、下記のような地区に該当する場合はその状況を略記してください。

- ・交通バリアフリー法の特定経路を含む場合
- ・景観法に基づく景観形成地区を含む場合
- ・中心市街地活性化法に基づく基本計画の範囲を含む場合
- ・市街地の拡大、既成市街地からの都市機能の拡散防止のための規制誘導措置の実施有無
- ・その他（具体的に記述）

なお、整合性が確保されていない場合（上位計画等の方向に反している等）であっても、今後、計画を変更する予定があれば、その方針や時期について記載してください。

(6) 目標を定量化する指標

①目標を定量化する指標 **客観的評価基準 II. ③. 4)に対応**

事業終了後に目標の達成状況を明確にするため、目標に対応した適切な指標を設定し、当該指標の従前値と事業終了後の数値目標を設定します。目標を定量化する指標は、総合的なまちづくりを進めるという観点から、複数設定することが望ましいと考えられます。

数値目標は、事後評価時（交付終了年度）に達成状況を検証し、公表することになるため、実現可能でかつ大きな効果を目指したものとする必要があります。なお、数値目標の設定にあたっては、必ずしもプラスの指標である必要はなく、今まで下がり続けていた数値が横ばいになる、又は、減少率が縮小するという設定方法も考えられます。

【事前：参考1】に目標と指標の例を例示しましたので参考にしてください。

また、目標を定量化する指標は、まちづくり交付金による事業だけで達成できるものに限定する必要はありません。まちづくり交付金による事業と連携して実施されるものであれば、他省庁補助事業、都道府県事業、市町村の単独事業、住民活動等による効果やこれらの実施による相乗効果を勘案し、数値目標を設定することが適切であると考えられます。

さらに、数値目標は市民が容易に理解できる形で設定されていることが重要です。

数値目標の設定は、各指標が近年どのような傾向にあるのか、まちづくり交付金でその傾向を高めたいのか低くしたいのかで異なります。具体的には【事前：参考2】を参考にしてください。

②目標と指標及び目標値の関連性 **客観的評価基準 II. ③. 1)に対応**

指標がまちづくりの目標をいかに説明しているか、設定した目標値がまちづくりの目標を達成することをいかに説明しているか、について簡潔に記入してください。

(留意事項)

○数値の設定時点と事後評価の時点

目標を定量化した指標の「従前値」、「目標値」の設定時点については以下のとおりです。

- ・指標の「従前値」の設定時点：交付期間開始前年度の後半
- ・指標の「目標値」の設定時点：交付終了年度末

事後評価において「指標の目標値」の達成状況をチェックする時期は、交付終了年度の中頃となることに留意してください。

(7) 計画区域の整備方針

①計画区域の整備方針

目標（と目標を定量化する指標）を達成するための各種事業を活用した取り組み方針を「計画区域の整備方針」として設定します。具体的には、(2)の「目標」及び(6)の「目標を定量化する指標」で設定した項目に対応させて記入してください。

②方針に合致する主要な事業

都市再生整備計画に位置付けられている事業のうち、当該整備方針に合致する主要な事業の名称を記入してください。1つの事業が複数の整備方針に合致するような整理は可能です。

また、都市再生基本方針において「既存施設の活用、ソフト施策との連携重視などにより、事業・施策の効率的実施と文化、環境、居住等の都市の機能の増進が図られること」となっていることから、ハード施策のみならず、これら施策についてもあわせて記述してください。

さらに、目標の達成に向け、他省庁補助事業、都道府県事業、住民活動等の関連事業（まちづくり交付金交付要綱第7(8)に基づくもの）を含む各種事業を総合的に実施することとなるため、当該欄には、まちづくり交付金による事業に加えて、目標の達成に効果のある関連事業があればそれらも記載してください。

③「数値目標と事業の関係シート」の記載

都市再生整備計画にまちづくりの目標と目標を定量化する数値指標・数値目標を設定し、数値目標を達成するための方針・事業を記載することとしています。

しかしながら、複数の指標・数値目標に対し複数の方針・事業が設定されるため、これらの関係が複雑となり、方針・事業と指標・数値目標との関係性を十分に説明できない（関連性が乏しい）事態が発生するおそれがあります。

そこで、「数値目標と事業の関係表示シート」【市町村控え】（事前評価の様式参照）を作成する

ことにより、指標の設定や事業の過不足について問題がないか検証してください。

なお、作成手順は以下のとおりです。

(作成手順)

- 1：都市再生整備計画に記載された方針について、なるべく1項目毎に整理し、左端の方針の欄に記載してください。
- 2：計画で実施予定の各事業について、事業名・箇所名の欄に記載してください。
- 3：事業方針と事業名の間について対応関係に基づき線で結んでください。
- 4：指標の欄に設定した指標を記載してください。
- 5：事業毎に下表の評価基準に則り結果を記載してください。

■表 2-1 数値目標と事業の関係表示シートの評価基準

評価の基準	結果の記載
事業が指標の直接的改善になる	○
事業が指標を直接改善しないが、間接的に改善することが見込まれる	△
事業を行っても指標の直接的、間接的改善につながらない	×

(確認事項)

- 1：事業を表現する指標に過不足ないか？
- 2：事業目標に従って事業方針がきちんと作られているか？

(留意事項)

①指標・数値目標と事業内容の関連 **客観的評価基準 II. ③. 2)に対応**

事業内容の設定にあたっては、指標・数値目標に無関係な事業が含まれていないこと、各種事業の総合的实施による相乗効果により、数値目標が達成されると考えられることが必要です。「数値目標と事業の関係表示シート」を適切に記載し、数値目標、事業とその関係が過不足ないよう、確認が必要です。【事前：参考3】の記入例と解説を参照してください。

②事業実施の確実性 **客観的評価基準 III. ⑥. 1)、III. ⑥. 3)に対応**

都市再生整備計画に定められる事業は、目標達成のために不可欠なものであることから、次の点を勘案して計画期間中に着実に実施される見込みがあることが必要です。

- ・これまでの事業実施に向けた取組みの結果、計画内容やその事業主体が具体的に決まっている、又は早い時期に確定する見込みであり、かつ、市町村の財源等資金計画や法定手続きを含む所要手続きに関するスケジュールが無理のないものとなっている（事業熟度）。
- ・事業の内容が計画作成段階における住民参加等を経て、住民の意見を反映したものになっているなど、その内容について、住民等との間で概ねの合意が形成されている、又は形成される見込みが十分にある（合意形成）。